



規制改革推進会議 保育・雇用WG資料

待機児童対策協議会について

平成31年4月17日  
厚生労働省

# 待機児童対策協議会の設置状況等について

## <待機児童対策協議会の設置状況>

- 昨年(11/9)のWGから、青森県、山形県、静岡県、愛知県、福岡県、佐賀県の6県が新たに設置し、現時点で16都府県において設置。
- 当該16都府県における待機児童数は13,694人(全国(19,895人)の約7割)(H30.4.1時点)。

## <待機児童対策協議会評価アンケート>

- 上記16都府県を対象に、待機児童対策協議会の評価アンケートを実施。
- 主なアンケート結果は以下のとおり、
  - ①15都県で有益と考えている。
    - ※ 有益であると感じた理由  
構成市間で保育士等の優先入所に関する協定を締結し、市境を超えた対策を行った。  
各市区町村の待機児童解消のための課題が鮮明となった。  
問題意識や好事例の共有が図られた。
  - ②すべての都府県で協議会に関する措置(財政支援等)を継続希望。
    - ※ 継続希望の理由  
待機児童対策に有効と判断される事業への財政支援のため。  
協議会に参加するインセンティブとなっているため。

# 待機児童対策協議会の設置状況について

○ 現時点で16都府県において設置。当該16都府県における待機児童数は13,694人(全国(19,895人)の約7割)(H30.4.1時点)。※ 前回から新規で6県追加(橙色セル)、協議会実施状況の日程追加(赤字)

県名	設置日	構成員	協議内容(議題)	(参考) 待機児童数	実施状況
青森県	H31.2.8	10市町村、保育事業者、保育士養成校、関係機関、学識経験者、保護者	受け皿整備、広域利用、保育人材確保 等	0人	第1回 (2/8)
秋田県	H30.5.9	17市町、労働局、保育協議会、保育士会、私立幼稚園・認定こども園連合会、有識者	保育人材の確保 等	37人	第1回 (7/13) 第2回 (11/22)
宮城県	H30.5.14	35市町村(全市町村)	市町村間の課題共有及び解決策の検討、保育事業に関する市町村間の情報共有	613人	第1回 (5/14) 第2回 (2/12)
山形県	H30.10.29	28市町	協議会が別に定める	46人	第1回 (11/27,11/28,11/29,11/30) 第2回 (1/28,1/31,2/1,2/4) ※4つの地域ブロックごとに開催
福島県	H30.7.2	19市町村(待機児童がいる又は安心プラン採択自治体)、子ども・子育て会議委員	受け皿整備、保育人材確保、情報の共有(横展開)	371人	第1回 (7/25) 第2回 (2/7)
埼玉県	H30.5.24	24市(待機児童が概ね20人以上)、県が必要と認める市町村	広域的な調整、特に専門性の高いもの	1,552人	第1回 (6/8) 第2回 (8/28) 第3回 (9/18) 第4回 (11/8) 第5回 (2/19)
千葉県	H30.8.27	30市町	保育の受け皿整備、保育所等の広域利用(広域連携)、保育士の確保 等	1,392人	第1回 (9/5) 第2回 (10/12) 第3回 (11/16) 第4回 (12/19) 第5回 (3/6)
東京都	H30.6.8	53市区町村	協議会が別に定める	5,414人	第1回 (6/27) 2 第2回 (10/4)

県名	設置日	構成員	協議内容（議題）	（参考） 待機児童数	実施状況
神奈川県	H30.7.9	33市町村（全市町村）	受け皿確保の促進、多様な就労形態に応じた保育、保育人材の確保・資質の向上、保育に関する情報の共有・調整等	864人	第1回（7/18） 第2回（8/16） 第3回（11/12） 第4回（12/14） 第5回（3/14）
静岡県	H31.2.28	30市町	受け皿整備、保育人材確保 等	325人	第1回（3/13）
愛知県	H31.4.1	54市町村（全市町村）	協議会が別に定める	238人	第1回（2019年6月開催予定）
滋賀県	H30.8.21	19市町（全市町）	広域利用、特に専門性の高いもの	439人	第1回（8/21）
大阪府	H30.8.27	43市町村（全市町村）	協議会が別に定める	677人	第1回（8/27） 第2回（10/19） 第3回（1/28）
岡山県	H30.5.24	12市町（待機児童がいる自治体）	協議会が別に定める	698人	第1回（10/17） 第2回（1/29）
福岡県	H30.12.25	60市町村（全市町村）	待機児童の解消、保育士の確保 等	995人	第1回（12/25） 第2回（3/28）
佐賀県	H31.1.29	20市町（全市町）	協議会が別に定める	33人	第1回（1/29）

※ 議題内容は設置届出書に記載のあった内容であり、その詳細は協議会の中で決定される。

# 待機児童対策協議会参加自治体への支援施策について

(保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数)

待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の実情に応じた評価指標（KPI）を設定し、②見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取り組む自治体を支援する。

## 1. 受け皿確保等



### ➤ 保育園等改修費等支援事業（市町村）

賃貸物件等による保育園等を設置するための改修費等の補助基準額の嵩上げ

※ 補助基準額 3,500万円（通常2,700万円）

### ➤ 都市部における保育園等への賃借料支援事業（市町村）

新設の場合に限り、建物借料が公定価格の賃借料加算の額の2倍を超えた場合についても補助（通常は3倍）

※ 補助基準額 1,200万円（通常2,200万円）

### ➤ 保育園等の広域利用のための調整・保育対策事業の横展開（都道府県）

保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員を配置

※ 補助基準額 262.3万円（新規）

## 2. 保育人材の確保



### ➤ 潜在保育士の再就職支援（都道府県、指定都市、中核市）

保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の把握や保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置

※ 補助基準加算額 400万円（新規）

### ➤ 保育人材就職支援事業（市町村）

市町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置

※ 補助基準加算額 400万円（新規）

## 3. 地方自治体からの提案型事業

### ➤ 待機児童対策協議会に参加する自治体を実施する、待機児童解消に向けた取組みを支援（都道府県、市町村）

※ 厚生労働大臣が認めた額（上限1,000万円の定額補助）



## KPI項目・指標及び見える化

設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の実情に応じた達成状況の見える化に適したものとす。

### 「1. 受け皿確保等」に関するKPI（例）

- ✓ 待機児童数（対前年度減）（市町村）
- ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数（市町村）
- ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数（都道府県、市町村）

### 「2. 保育人材の確保」に関するKPI（例）

- ✓ 保育士養成校の卒業生の保育園等への就職件数の増加数（都道府県）
- ✓ 潜在保育士の「保育士・保育園支援センター」への新規届出件数（都道府県）
- ✓ 「保育士・保育園支援センター」への求人登録の件数（都道府県）
- ✓ 保育士の平均勤続年数（都道府県、市町村）

